

市会議第32号

気象事業の整備拡充を求める意見書の提出について

気象事業の整備拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

平成24年10月26日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか51名

自民党市議団、日本共産党市会議員団、

公明党市議団、

みんなの党・無所属の会

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、  
総務大臣、国土交通大臣 宛て

京都都市会議長名

気象事業の整備拡充を求める意見書

気象庁の事業目的は、気象や地震などを観測・監視し、観測の成果や現象推移の予測を適時・的確に広く周知することによって災害を未然に防ぎ、軽減させることにある。

2005年に神戸で開かれた「国連防災世界会議」では、2004年にスマトラ沖で発生した大地震を教訓に「すべての国々が領域内の国民と財産を災害から守る第一義的な責任を持っている」との「兵庫宣言」が採択されている。

しかし、気象庁の職員数や事業予算は年々減らされ、観測施設の維持管理や技術水準の確保も厳しい状況であり、特に、気象の観測・予測になくてはならない気象衛星の打上げにも巨額の費用が掛かり、予算を圧迫している。

過去の自然災害の教訓から、注意報・警報などの防災情報を高度化し、活用していくためには、予報精度の向上にとどまらず、自然現象の確実な補足と防災関係機関への確実な情報の伝達、そして、利用者に対して十分な支援・指導ができることが必要である。さらに、地域の産業や日常生活に役立つ気象情報の提供も強化すべきであり、近年、国際的な関心を集めている地球環境問題についても、一層の体制強化が求められている。

よって国におかれでは、より精度の高いきめ細かな防災情報、暮らしや産業に密接に関わる気象情報を提供することができるよう、気象事業全般の基盤強化を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。